

〈自由金利型定期預金（M型）〔据置複利型〕規定〉

1. （預金の支払時期）

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の6ヵ月後の応当日（通帳（証書）記載の据置期間満了日）から預入日の5年後の応当日（通帳（証書）記載の最長預入期限）までの間の任意の日を指定することができます。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

2. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から最長預入期限の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、最長預入期限以後（満期日自動解約の場合は最長預入期限）にこの預金とともに支払います。

ただし、据置期間満了日から最長預入期限の前日までの間の任意の日を満期日とした場合は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた当行所定の利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第2条第5項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. （預金の一部解約）

- (1) この預金の一部を解約することにより、当初預入時の預金金額と一部解約後の預金金額において、当行所定の金額階層区分が相違する場合は、当該預金の一部解約はできません。
- (2) この預金の一部を解約するときは、1万円以上の金額で指定してください。
この場合の利息については、第2条第1項の規定を準用します。
- (3) 一部解約後のこの預金は、この預金規定により取扱います。

4. （規定等の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月現在)